

「鬼怒川大水害訴訟」地裁判決にあたって

裁判を通して明らかになったことは、被告国側が38年前の大東水害最高裁判決をよりどころに、「改修計画に基づき改修中の鬼怒川では『遅れ』はあったが国に瑕疵はない」と主張し続けたことでした。

事実上は若宮戸と上三坂から常総市大水害は発生したのであり、最も危険性が高いこの2地点への対策を国は最優先するべきでした。

気候温暖化により、水害が頻発化・大規模化している中、大東判決にあぐらをかく国の河川行政を変えない限り、各地で新たな水害被災地が生み出され、国民の生命・財産が奪われかねません。

阿部雅彦裁判長並びに裁判官のみならずには、公正で、真に被災者に寄り添った判決を英断されますよう要請致します。

私の一言

お願いです
早くご投函を

郵便はがき

3 1 0 0 0 6 2



茨城県水戸市大町一丁目三八
水戸地方裁判所民事第一部長
小原阿部 林 遠章 雅彦 裁判官 様 様 様
林 遠平 裁判官 様 様

差出人・住所・氏名を記入して下さい。

5 4 3 2 1

ぜひ、早目のご投函と、お願い致します!